# 産前産後期間相当分(4ヶ月分)の 国民健康保険税が軽減されます!

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。 妊娠85日(4ヶ月)以上の出産が対象です(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます)。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

#### 保険税の軽減対象期間

● その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から 出産予定月(又は出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます。)相当分が軽減 されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前		1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産予定月			
多胎の方				出産予定月			

※単胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の1ヶ月前から4ヶ月相当分が軽減されます。 多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3ヶ月前から6ヶ月相当分が軽減されます。

● 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、 保険税が軽減されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2 月
			出産予定月			

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が軽減されます。 令和6年1月より前の期間については軽減の対象とはなりません。

· · · 対象期間

# 届出に必要な書類

- 「産前産後期間に係る国民健康保険税減額届出書」
- 2 母子健康手帳の写し
- **❸** マイナンバーカード

### 届出先

真庭市役所 総務部 税務課 住民税係(TEL0867-42-1114)または各振興局地域振興課